

地域指定年度	昭和 45 年
計画策定年度	昭和 46 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度
計画見直し年度	昭和 56 年度
計画見直し年度	平成 12 年度
計画見直し年度	平成 19 年度
計画見直し年度	平成 28 年度
計画見直し年度	令和 5 年度

## 甲良農業振興地域整備計画書

令和 6 年 3 月

滋賀県甲良町



## 目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	3
2 農用地利用計画	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
(1) 南部地区（A地区）	5
(2) 東部地区（B地区）	5
(3) 北部地区（C地区）	5
2 農業生産基盤整備開発計画	5
3 森林の整備その他林業の振興との関連	5
4 他事業との関連	6
(1) 都市計画事業	6
(2) 道路及び河川整備事業	6
(3) 史跡、名勝、天然記念物など	6
(4) その他の公共事業	6
第3 農用地等の保全計画	7
1 農用地等の保全の方向	7
2 農用地等保全整備計画	7
3 農用地等の保全のための活動	8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業用施設用地上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	9
1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
(2) 農用地等の農業用施設用地の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第5 農業近代化施設の整備計画	12
1 農業近代化施設の整備の方向	12
2 農業近代化施設整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	13
3 農業を担うべき者のための支援の活動	14
(1) 個別経営農業者の育成・確保のための支援の活動	14

(2) 集落営農法人の支援活動.....	14
(3) 女性や高齢農業者の育成のための支援の活動.....	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....</b>	<b>15</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	15
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	17
3 農業従事者就業促進施設.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
<b>第8 生活環境施設の整備計画.....</b>	<b>18</b>
1 生活環境施設の整備の目標.....	18
2 生活環境施設の整備計画.....	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....	19
<b>第9 附 図.....</b>	<b>20</b>
<b>別 記 農用地利用計画.....</b>	<b>23</b>
(1) 農用地区域.....	23
(2) 用途区分.....	25

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア土地利用の構想

本町は湖東平野の北端に位置し、その規模は東西5.32km、南北5.15kmで、総面積は13.63km<sup>2</sup>となっている。犬上川の堆積作用がもたらした肥沃な土地と恵まれた気象条件のもとで、早くから米づくりが行われてきた。現在まで平坦部の農用地の大半は水田で稲作中心の農業経営が行われてきた。近年では、水稲・麦・大豆の複合経営が主となっている。

今後の農業経営においても水稲・麦・大豆の複合経営が基本となるが、米価低迷に伴うリスクを回避し、元気な地域農業を実現していくため、地場流通などを目指した野菜、果樹などの生産や農業の6次産業化にも積極的に取り組んでいく。

そこで、農用地については、地力の維持増進、土地改良施設の適正な維持管理を進めながら、ほ場整備事業によって整備された農地を中心に、優良農用地の保全を図る。

また、集落を単位として展開されているむらづくり活動と連携しつつ、家庭菜園などの農地の有効活用を進めるほか、地域の環境保全、地域文化の継承、教育的機能、交流機能など農地・農村がもつ多面的機能を十分に発揮できるような土地利用を目指す。

他用途の土地利用については、国・県道沿線の未利用地や集落内に点在する農用地、ならびに集落の生活環境整備に伴って開発の対象となる集落周辺の農用地を中心に活用することとする。

目標年次における主要な用途間の移動の目標は概ね下表に示すとおりである。

平成28年2月には「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、「安定した雇用を創出する」と「甲良町への新しい人の流れをつくる」を基本とした目標をあげ、農用地の保全に努めつつ、移住・定住の促進を図るための住宅用地確保を進める。

表－1 主要な用途間の移動の目標

単位：ha

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工業用地・その他		計
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数
現在 令和3年度	651	56.0	7	0.6	17	1.4	489	42.0	1,163
目標 令和12年度	651	56.0	7	0.6	17	1.4	489	42.0	1,163
増減	0	－	0	－	0	－	0	0	－

(注) 1 混牧林地は、本町内では該当地なし。

2 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。

3 目標は、滋賀県農業振興地域整備基本方針と整合を図ることとし、令和12年度を想定している。

## イ農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 650.2haのうち、次のa.及びb.に掲げる農用地以外の法第10条第3項各号の要件を満たす農用地約 593.5haについて農用地区域を設定する方針である。

#### a. 農用地区域としない地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

該当事項なし。

#### b. 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 13 該当農用地面積 約 56.7ha

### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、上記(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

農道、水路等 約 58.24ha

### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、上記(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

農業用施設用地 約 6.3ha

### (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況が山林原野の農用地 約 0.2ha

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

現況農用地区域 約658.2haの現況利用区分は、田 約570.6ha、畑 約 22.9ha、農業用施設用地 約6.3ha、その他 約58.2haで、農用地の大半を水田が占めている。

水田については、地域農業の担い手となる認定農業者を中心に稲作及び麦・大豆などの転作作物に露地野菜、施設野菜、花きなどを組み合わせ農用地の有効利用を図っていく。

また、畑については、自家菜園用の野菜畑としての活用に加えて、直販用の野菜や果樹を生産する農用地として利用を進める。

なお、ほ場整備事業により整備された優良農用地の保全を基本とするものであるが、農村集落の活力確保の観点から、農家の分家住宅などの宅地需要について配慮していくことが必要となっている。この点については、土地の有効かつ合理的な利用の観点から総合的な調整を図りつつ、適切な農用地の保全・管理に努める。

表－2 農用地区域利用の方針

単位：ha

区分 地区名	農地			農業用 施設用地			混牧林地以外の 山林原野			その他			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
南部 (A)	141.90	141.90	0	1.33	1.33	0	0.03	0.03	0	10.4	10.4	0	153.66	153.66	0
東部 (B)	241.00	241.00	0	1.91	1.91	0	0.08	0.08	0	24.16	24.16	0	267.15	267.15	0
北部 (C)	210.60	210.60	0	3.03	3.03	0	0.10	0.10	0	23.68	23.68	0	237.41	237.41	0
計	593.50	593.50	0	6.27	6.27	0	0.21	0.20	0	58.24	58.24	0	658.21	658.21	0

(注) 1 小数点第2位を四捨五入しているため、各項目の和と計は一致しない。

2 現況は、令和3年3月現在の実績値。

3 目標は、滋賀県農業振興地域整備基本方針と整合を図ることとし、令和12年度を想定している。

## イ 用途区分の構想

### (7) 南部地区（A地区）……………（大字下之郷、法養寺地区に相当）

県道敏満寺・野口線以南かつ県道北落・豊郷線以西の区域で、おおむね大字下之郷、法養寺地区に相当する。農用地は 143.23haで、その利用区分は、田 140.19ha、畑 1.68haとなっており、農業用施設用地は 1.33haである。

集落周辺の農地を除いてほ場整備が行われており、優良な水田地帯となっていることから、水稲・麦・大豆等の作物に露地野菜、施設野菜、花きなどを組み合わせ農用地の活用を図る。

また、地域の特色ある農産物づくりの一環として、トウモロコシの栽培が行われている。これら特産品の栽培による農用地の活用も促進していく。

なお、東部地区（B地区）、北部地区（C地区）と比べ畑の面積が少ないことから、野菜畑としての利用が求められる場合には、計画的に区域を定め畑としての利用に転換していく。

### (イ) 東部地区（B地区）……………（大字北落、金屋、正楽寺、池寺、長寺東、長寺西、横関地区に相当）

役場庁舎以北については県道甲良・多賀線以東で、役場庁舎以南については県道敏満寺・野口線の旧道以南かつ県道北落・豊郷線以東の区域で、おおむね大字北落、金屋、正楽寺、池寺、長寺東、長寺西、横関地区に相当する。農用地は 242.99haで、その利用区分は、田 230.72ha、畑 10.28haとなっており、農業用施設用地は 1.91haである。

ここでも集落周辺の農地を除いてほ場整備事業が行われており、優良な水田地帯となっている。南部地区と同様に、水稲・麦・大豆等の作物に露地野菜、施設野菜、花きなどを組み合わせ農用地の活用を図る。

また、柿やゆずなどの果樹が生産されていることから、これらの栽培による農用地の活用も促進していく。

なお、野菜畑としての利用が求められる場合には、計画的に区域を定め畑としての利用に転換していく。

### (ウ) 北部地区（C地区）……………（大字在士、尼子（尼子出屋敷を含む）、呉竹、小川原地区に相当）

南部地区（A地区）・東部地区（B地区）以外の区域で、おおむね大字在士、尼子（尼子出屋敷を含む）、呉竹、小川原地区に相当する。農用地は 213.65haで、その利用区分は、田 199.66ha、畑 10.96haとなっており、農業用施設用地は 3.03haである。

集落周辺の農地を除いてほ場整備事業が行われて、優良な水田地帯となっていることから、水稲・麦・大豆等の作物に露地野菜、施設野菜、花きなどを組み合わせ農用地の活用を図る。野菜畑としての利用が求められる場合には、計画的に区域を定め畑としての利用に転換していく。

## ウ 特別な用途区分の構想

該当事項なし。

## 2 農用地利用計画

別記のとおり。



## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町では、昭和56年度より県営ほ場整備事業に取り組み、甲良南部地区、甲良東部地区、甲良北部地区のすべての工区で事業が完了した。また、かんがいについては、犬上川沿岸土地改良区によるかんがい排水事業に依存している。

今後は、農道や用排水路等の維持管理や環境に配慮した基盤整備に取り組んでいく。

#### (1) 南部地区（A地区）

ほ場整備事業は平成3年度に完了しており、今後は農道や用排水路の維持管理ならびに改修などを進める。

また、環境に配慮した農業生産基盤の整備に取り組んでいく。

#### (2) 東部地区（B地区）

ほ場整備事業は平成7年度に完了しており、今後は農道や用排水路の維持管理ならびに改修などを進める。

また、環境に配慮した農業生産基盤の整備に取り組んでいく。

#### (3) 北部地区（C地区）

ほ場整備事業は平成15年度に完了しており、今後は農道や用排水路の維持管理ならびに改修などを進める。

また、環境に配慮した農業生産基盤の整備に取り組んでいく。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

該当事項なし。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当事項なし。

## 4 他事業との関連

### (1) 都市計画事業

本町は昭和 48 年に豊郷甲良都市計画区域に指定されており、今後、各種の都市計画事業の推進については、農業振興地域との関連に留意し、都市計画関係機関との協議調整を十分に図る。

### (2) 道路及び河川整備事業

国道、県道、町道などの新設・改良事業ならびに河川の新設・改良事業の推進については、関係機関との協議調整を十分に図る。

### (3) 史跡、名勝、天然記念物など

農用地区域内に含まれる文化財保護法の史跡、名勝、天然記念物等については、農業振興関連の事業の計画及び実施の時点で関係機関との協議調整を十分に図る。

### (4) その他の公共事業

福祉・教育施設、公園などの公共事業において、農業振興地域に影響を及ぼすものについては、集落、町の土地利用計画との整合性を図るとともに、関係機関との協議調整を十分に図る。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本町は、犬上川左岸の扇状地に位置し、極めて緩やかな傾斜を保ちながら、平地が扇状に広がっている。大半の農用地はこの平地部にある。

これら平地部の耕地では、ほ場整備事業は完了しており、集落営農方式による営農が進められているため、今のところ顕著な耕作放棄地は生じていない。

今後とも、安定的な営農を継続していくため、幅広い年齢層の参加のもと、集落を単位として、農用地の多面的な機能の保全に努める。

#### 2 農用地等保全整備計画

表－3 農用地等保全整備計画

単位：ha

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号
		受益地区	受益面積	
防災重点ため池	西蓮溜（堤体漏水・余水吐）の改修	正楽寺	10.0	1
〃	海東溜（余水吐・底桶・堤体）の改修	〃	4.0	2
〃	福溜（余水吐・放水路欠陥）の改修	池寺	0.0	3
〃	長溜の改修	〃	36.0	4
〃	湯屋溜の改修	〃	36.0	5
〃	若宮溜（堤体老朽・余水吐老朽）の改修	〃	39.0	6
〃	新溜（堤体）の改修	〃	40.0	7
〃	新右エ門溜（堤体・余水吐・底桶）の改修	〃	40.0	8
〃	船溜（余水吐・底桶・放水路）の改修	〃	40.0	9
〃	柿内溜（堤体老朽）の改修	〃	1.3	10

#### 『附図2号 農用地等保全整備計画図』

上記「2 農用地等保全整備計画」を記入した図面。

### 3 農用地等の保全のための活動

農事組合法人及び認定農業者を中心とした安定した営農体制を確保し、農用地としての機能維持・保全を図る。

同時に、農事組合法人と一体となって、集落単位での多面的機能発揮促進事業に取り組み、農地・農業用水の管理、水路の清掃や生態系保全、農村景観形成などの共同活動ならびに環境こだわり農業への取り組みなど、農地の多面的機能の確保に向けた活動を推進する。

また、正楽寺、池寺、長寺東の3集落では、土砂災害の恐れがある箇所について調査を進め、必要に応じて防災ダムの整備を進める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当事項なし。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業用施設用地上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域農業の担い手が、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく年間労働時間（主たる従事者1人あたり 2,000時間程度）及び年間所得（主たる従事者1人あたりの年間労働所得500万円程度）を確保し得る農業経営を実現することを目標とする。

本町における農業経営の形態は、地域農業の現状を踏まえると、水稻と小麦・大豆を主たる作物とする集落を基本とする組織経営と、水稻と小麦・大豆を中心に、露地野菜、施設野菜、花き等を組み合わせた個別経営の2つの経営形態が担い手農家の中心になると考えられ、農業経営の目標を次のように定める。

表-4 農業経営の指標

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数（経営体数） [人数（目標）]	流動化目標 面積
集落を基本とする組織経営体	水稻作	水稻 20ha 麦 10ha 大豆 10ha 経営面積 30ha	水稻 小麦・大豆	11集落 (12経営体) [12人]	60ha
個別経営体	水稻作	水稻 13ha 麦 7ha 大豆 7ha 作業受託 3ha 経営面積 23ha	水稻 小麦・大豆	4戸 [10人]	90ha
	水稻 + 露地野菜	水稻 10ha 麦 5.5ha 大豆 5ha 施設野菜 0.5ha 経営面積 16.0ha	水稻 漬け葉類 キャベツ 白菜等	5戸 [10人]	12ha
	水稻 + 施設野菜	水稻 8ha 麦 3ha 大豆 3ha 施設野菜 1,500㎡ 経営面積 11.2ha	水稻 トマト きゅうり なす等		
	水稻 + 花木	水稻 8ha 麦 3ha 大豆 3ha 施設野菜 0.2ha 経営面積 11.2ha	水稻 小菊 ゆり等		

## (2) 農用地等の農業用施設用地の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

### ア 農用地等の流動化及び農作業の受委託

効率的かつ総合的な農業経営を実現するため、農用地のより効率的な利用向上を行う必要がある。このため、農業経営基盤強化促進事業により、地域農業の担い手となる集落営農組織ならびに個人の認定農業者への農用地の利用集積、農作業の受委託を進め、担い手農家の育成と農用地の利用効率の向上を図る。

これにより、農事組合法人と個人の担い手農家が、相互に補完的役割を担うような農業生産体制を構築し、農用地の効率的かつ総合的な利用を誘導する。

### イ 地域農業集団

効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、更に地域での話し合いと合意形成を促進する。

地域の農業関係者で組織される**集落営農法人**を中心に、集落内での話し合いを促進しながら、農地の集団化、作付品種の統一、農作業の受委託、農業機械の共同利用などの自主的な活動を促進する。

### ウ 農業生産組織

稲作を中心とした地域農業の振興と並行して、地場流通などを目指した野菜、果樹などの生産や農業の6次産業化にも積極的に取り組んでいくため、甲良町野菜生産組合などの組織強化を図り、生産技術の向上や農業経営安定のための活動を推進する。

### エ 地力の維持増進

農作物の生産性の向上や連作障害を回避するために、ブロックローテーションによる作付けや農地への堆肥投入などを進めていく。

今後は、環境こだわり農業の普及を推進していく意味からも、堆肥の供給体制の充実を図っていく必要がある。広域的な取り組みにより耕種農家と畜産農家の連携を密にして、今後の農政の動向を見定めながら、堆肥センター（堆肥製造施設）を利用し、堆肥の安定的な供給体制の確保に努める。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

水稻・麦・大豆を中心に集落ぐるみの集落営農に取り組んでいる集落営農法人ならびに耕作面積3.2ha以上の個人農業者を担い手として位置付け、農用地利用改善団体などを通じて、これら地域農業の担い手となる集落営農法人を含む認定農業者へ農地の集積を進めるため、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業に重点的に取り組む。

また、農業経営基盤強化促進法の改正(令和4年5月)により人・農地プランが法定化され「地域計画」となることを踏まえ、本町においても「地域計画」としての作成に取り組み、地域での話し合いを通じて目指すべき将来の農地利用の姿を明確化していくこととする。

### ①農地中間管理事業の実施を促進する事業

普及啓発活動等を行うことによって、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金が行う農地中間管理事業の実施の促進を図る。

### ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業

地域の農業関係者で農用地利用改善団体を組織化し、これを中心とした集落内での話し合いを促進させ、農用地の有効利用及び農業経営の改善のための自主的活動を促進する。

### ③農業従事者の養成及び確保

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

当該事項なし。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

水稻と麦・大豆を中心とした土地利用型農業を基本として、これに露地野菜、施設野菜、花き等を組み合わせた営農体系を目指す。このため、農業近代化施設としては、生産性の向上、高付加価値化、効率的な集出荷体制の構築を図るための施設整備を推進する。

#### ア 水稻

基幹作物である水稻については、農事組合法人あるいは認定農業者による低コスト化・省力化した生産システムを構築するため、基幹的な施設・設備の整備、拡充を進める。

また、良質米の生産に努めるほか、安全性の高い減農薬による米づくりの拡大を図るため、堆肥の供給体制の充実を目的とし、堆肥センター（堆肥製造施設）の利用などを推進する。

なお、育苗センターやカントリーエレベーター、農業機械倉庫、乾燥調製設備については、既存施設の有効活用を図る。

#### イ 麦・大豆

麦、大豆については、団地化、集団化による作付体系を維持し、農事組合法人あるいは認定農業者による農作業の受委託促進を図る。このため、基幹的な施設・設備の整備、拡充を進める。

#### ウ 野菜

野菜については、低コスト化・省力化のための機械の導入や環境に配慮した施設化を促し、作付けの拡大を目指す。

また、元気な農業・農村の実現を目指していくために、道の駅せせらぎの里こうらを拠点とした安全で新鮮な農産物の流通を促進し、一層の消費拡大を図る。

#### エ 花き

花きについては、少量土壌培地耕等の技術や水稻育苗ハウスの導入、作業の機械化等を図るとともに、省エネ設備・機械の導入を促す。

また、道の駅せせらぎの里こうらやJ A東びわこの集出荷場等の農産物直売所の有効活用を図る。

#### カ 果樹

果樹については、ポットや水稻育苗ハウスを活用した根域制限栽培を導入しながら、新植の拡大を推進する。

### 2 農業近代化施設整備計画

該当事項なし。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当事項なし。



## **第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画**

### **1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向**

本町の農家数は224戸で（令和2年農林業センサス：以下同じ）、このうち販売農家は166戸となっている。

平成19年度より農政の大改革が進められ、集落ぐるみの農業から、集落単位の特設農業団体や特設農業法人ならびに認定農業者による農業へと大きく変わり、全ての地区において集落営農組織が設立され、その多くが農事組合法人となっている。今後も法人化の促進と、組織の活性化による担い手の確保と育成を目指すとともに、集落ごとの多面的機能発揮促進事業の推進を支援していく。

さらに、今までの就労者や女性ならびに高齢者が活躍できる場の確保や、農業を担うべき者の定住のための住宅用地、環境にやさしく安全・安心な農産品を提供する農産物直売所の運営ならびに農業の6次産業化の推進による就業機会の確保と安定した雇用の創出に努める。

### **2 農業就業者育成・確保施設整備計画**

該当事項なし。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

#### (1) 個別経営農業者の育成・確保のための支援の活動

農業経営に意欲のある農業者の掘り起こしに努めるとともに、意欲ある農業者に対する相談機能の充実、農業技術・農業経営のための技術研修、経営規模の拡大や機械・設備の導入への支援などに取り組む。

また、新規就農を希望する者に対しては、湖東農産普及課や湖東農業センター等の農業関係団体や認定農業者等との連携を図りながら、就農相談や農業技術習得のための支援を行う。

#### (2) 集落営農法人の支援活動

町内にある集落営農組織が全て法人化されたことから、関係機関と連携を図りながら、集落営農法人の人材確保と育成を目指す。

#### (3) 女性や高齢農業者の育成のための支援の活動

女性農業者が意欲的に農業経営に参画できるように、女性の就労条件を明確化することや、働く環境の改善に努める。また、高齢農業者が豊富な知識や技術・経験を活かして、農業体験指導などの場面で活躍できる場や機会の確保に努める。

さらに、女性や高齢者グループによる農産物の生産・加工・販売活動や加工体験の運営など、新たな起業活動に向けた取り組みに対して支援を行う。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当事項なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の総農家数 224 戸に占める販売農家数は 166 戸、自給的農家は 58 戸である（令和 2 年農林業センサス）。本町の農業振興策を展開していく上で、販売農家の所得向上と安定的な雇用の確保を目指す。

また、雇用効果の大きい製造業、建設業などが経済の影響により厳しい雇用情勢であるなかで、農業従事者の安定的な就業の確保に向け、農業経営の合理化と規模の拡大を推進し、安定的な就業の促進に努めていく。

勤務形態	業種	令和2年度			令和12年度		
		男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	林業・水産業	2	0	2	2	0	2
	鉱業・製造業・建設業	73	4	77	57	3	60
	電気・ガス・水道業	3	0	3	2	0	2
	卸売・小売業	8	1	9	6	1	7
	金融・保険業	6	2	8	5	2	6
	不動産業	2	0	2	2	0	2
	運輸・通信業	16	2	18	12	2	14
	サービス業	20	7	27	16	5	21
	公務員	30	5	35	23	4	27
	集落営農組織構成員として従事	1	0	1	1	0	1
	その他	18	2	20	14	2	16
	小計		179	23	202	140	19
自営兼業	林業・水産業	0	0	0	0	0	0
	鉱業・製造業・建設業	20	0	20	16	0	16
	電気・ガス・水道業	2	0	2	2	0	2
	卸売・小売業	4	0	4	3	0	3
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0
	不動産業	1	0	1	1	0	1
	運輸・通信業	1	0	1	1	0	1
	サービス業	9	1	10	7	1	8
	公務員	0	0	0	0	0	0
	集落営農組織構成員として従事	3	0	3	2	0	2
	その他	1	0	1	1	0	1
	小計		41	1	42	33	1
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇	林業・水産業	1	0	1	1	0	1
	鉱業・製造業・建設業	7	0	7	5	0	5
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	1	0	1	1	0	1
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	2	0	2	2	0	2
	サービス業	5	2	7	4	2	6
	公務員	2	0	2	2	0	2
	集落営農組織構成員として従事	36	1	37	28	1	29
	その他	7	3	10	5	2	7
	小計		61	6	67	48	5
総計		281	30	311	221	25	246

(注) 1 資料:「農業振興地域整備計画策定に係る農業者アンケート 報告書」(令和2年実施)

甲良町内で農地を所有する農業経営者 685 人を対象にしたアンケート調査で、「性別」及び兼業農家に対する設問「勤務地、勤務形態、業種」の回答結果の集計 (※性別不明は除く)

2 令和12年度の数値は、令和2年度国勢調査の数値及び、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)による令和12年の推計人口を基に、令和2年度の数値と令和12年の推計値との変化率を乗じて算出した。

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町では、平成4年度から取り組んできた企業誘致等により、町内雇用の拡大に取り組んできたが、町内で働く農業従事者の割合は約24.1%と低くなっている。(農業振興地域整備計画策定に係る農業者アンケート 報告書(令和2年))。

今後は、既存企業の育成ならびに新規企業の誘致を進め、それが農業従事者の安定的な雇用の拡大につながるものとなるように努める。

また、今日の経済情勢を勘案すると、地域外企業の誘致による雇用確保のみに依存するだけでなく、余剰労働力を活かすための内発的な新たな産業創出に取り組み、雇用の創出を図る。

## 3 農業従事者就業促進施設

該当事項なし。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当事項なし。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本町では、昭和56年度から始められた県営ほ場整備事業と平行する形で、農業水利施設高度利用事業や水環境整備事業を展開し、“せせらぎ遊園のまちづくり”を展開してきた。住民主導のこれら農村環境形成の取り組みは、地域に住む人々が自らの責任で考え、決定し、行動するという地方自治の新しい時代を先取りした取り組みとして、今日において高い評価を得ている。

これまでの取り組みの中で培ってきた知恵や技術を生かしながら、人権、福祉、環境、教育など様々な側面から生活環境を高める取り組みを展開することによって、真に豊かさを実感できる「ふるさとづくり」に努力していく。

なお、本町では、“せせらぎ遊園のまちづくり”を推進する中で、集会施設、農村公園、農村広場などの生活環境施設の整備・充実に努めてきたところである。今後も、“せせらぎ遊園のまちづくり”を継続・発展させていくために、次のような生活環境整備に取り組んでいく。

#### (1) 自然環境の保全と再生

集落内の身近な緑地や水辺の保全を進めるとともに、ため池、休耕田などを活用したビオトープ（生物生息空間）の整備などに取り組む。また、多面的機能発揮促進事業により、各集落で地域協働による農村・自然環境の保全向上のための取り組みが行われており、今後も活動の支援を図る。

#### (2) 環境にやさしい農地の創造・保全と有効活用

環境への負荷を軽減した環境こだわり農業、持続可能な農業の展開を図りながら、親水利用、水質浄化、水循環、景観、生態系など環境に配慮した農地の創造・保全を進める。

あわせて、集落周辺地や主要道路付近に広がる農地などを活用し、高齢者の生きがいの場、子どもたちの農業学習の場、あるいは都市住民との交流の場の提供、景観作物の栽培など、集落ごとのむらづくりと一体となって農地を有効に活かす方策を講じていく。

#### (3) 美しい農村集落の形成

これまでの“せせらぎ遊園のまちづくり”の実績を活かしながら、快適性、安全性の確保を図り、美しい農村景観の形成に取り組む。

また、既存集落内の空き地や空き家、集落に隣接する農地を活用して、新たな農村型住宅地の整備に取り組む。

#### (4) 新しい産業・交流創造のための拠点形成

道の駅せせらぎの里こうらの中核とした多様な交流施設、町民の学習・文化活動拠点施設など、都市住民との交流ならびに町民同士の交流を促進するための拠点形成を進める。

#### (5) 水と道でつなぐ地域資源のネットワーク化

農道沿道への植樹ならびに歩道の整備や農業用排水路を活用した親水空間の整備などを進め、これまで整備されてきた親水性の高い公園と河川をつなぎ、一貫性のある水のネットワークを創出し、町の様々な地域資源を有機的につなぐ水と道のネットワークの構築を図る。

## 2 生活環境施設の整備計画

該当事項なし。

なお、親水公園等については概ね整備が完了しているため、今後は維持管理と利用促進に努める。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当事項なし。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当事項なし。

## 第9 附 図

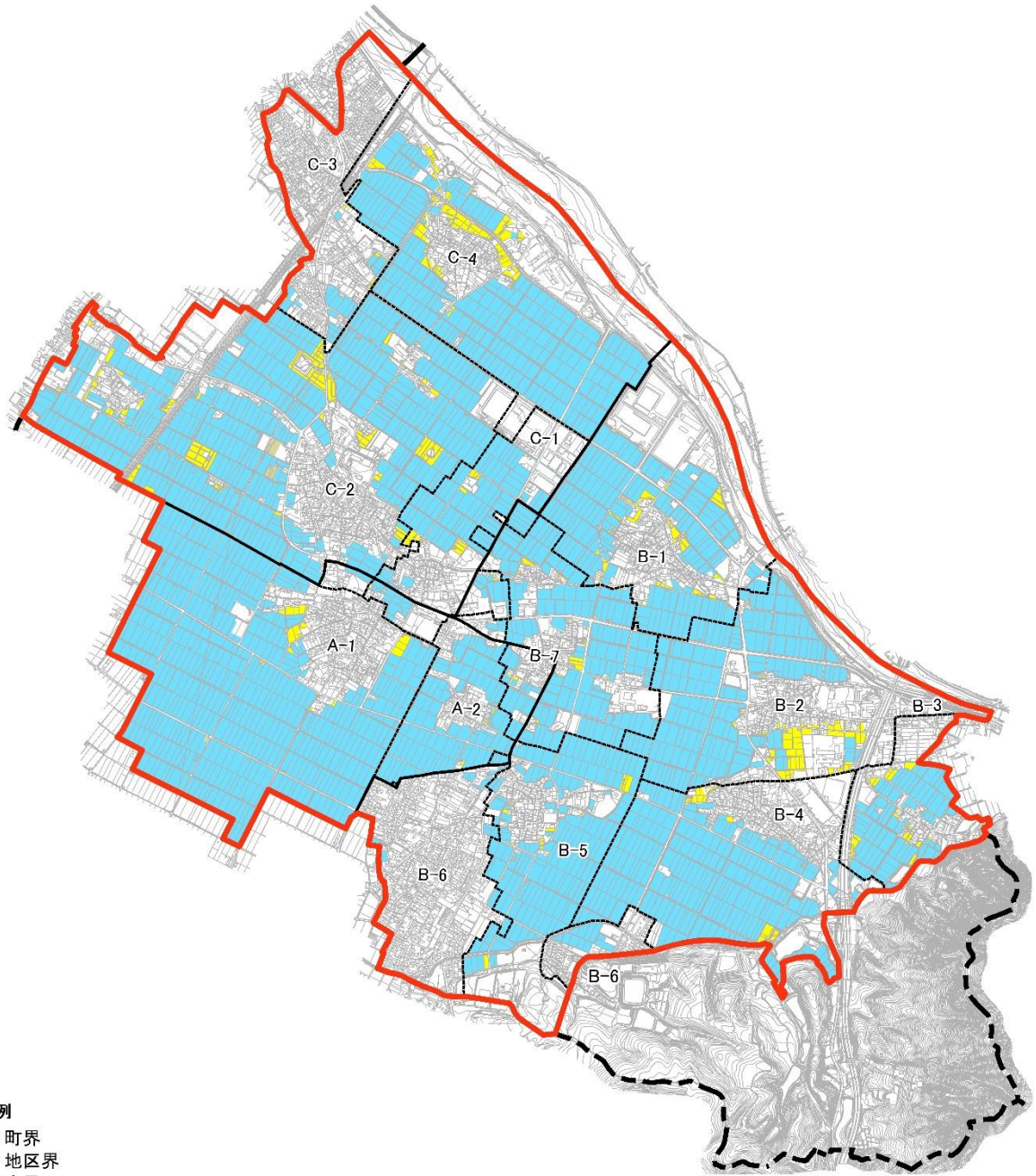
別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農用地等保全整備計画図（附図2号）



# 甲良農業振興地域整備計画書

## 計画書附図1号 土地利用計画図



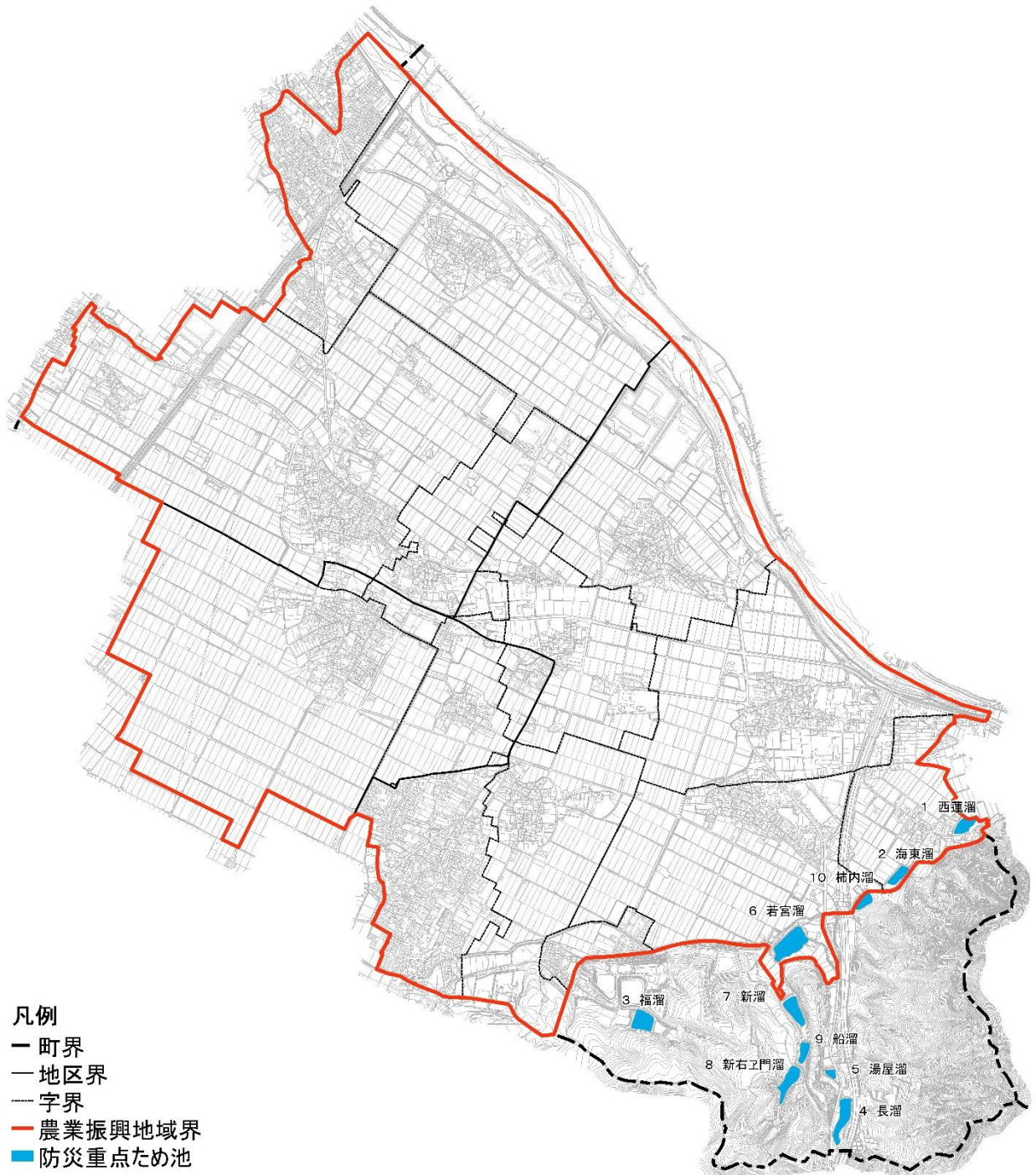
### 凡例

- 町界
- 地区界
- 字界
- 農業振興地域界
- 農用地区域
- 農用地区域(田)
- 農用地区域(畑)
- 農用地区域(農業用施設用地)

0 0.5 1 2 Km

# 甲良農業振興地域整備計画書

## 計画書附図2号 農用地保全整備計画図



## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア. 現況農用地等に係る農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域は、下表の「農用地区域に含める現況農用地等の土地」欄に掲げる土地を含む土地で、添付した「土地利用計画図（付図1号）」に掲げる土地とする。

#### イ. 農業用施設用地等にかかる農用地区域

農業用施設用地等にかかる農用地区域は、下表の「農業用施設用地とする土地」欄に掲げる土地を含む土地で、添付した「土地利用計画図（付図1号）」に掲げる土地とする。



## (2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途は、下表の「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区番号 区域番号	区域の範囲	農用地区域に 含まれる土地	用途区分
A-1	大字下之郷	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 119.11ha 畑 1.53ha 農業用施設用地 0.99ha
A-2	大字法養寺	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 21.08ha 畑 0.15ha 農業用施設用地 0.33ha
B-1	大字北落	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 38.48ha 畑 1.81ha 農業用施設用地 0.53ha
B-2	大字金屋	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 44.27ha 畑 3.82ha 農業用施設用地 0.26ha
B-3	大字正楽寺	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 14.44ha 畑 2.19ha 農業用施設用地 0.13ha
B-4	大字池寺	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 52.78ha 畑 1.19ha 農業用施設用地 0.13ha
B-5	大字長寺東	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 38.00ha 畑 0.72ha 農業用施設用地 0.26ha
B-6	大字長寺西	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 4.05ha 畑 0.0ha 農業用施設用地 0.0ha
B-7	大字横関	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 38.71ha 畑 0.55ha 農業用施設用地 0.60ha

地区番号 区域番号	区域の範囲	農用地区域に 含まれる土地	用途区分
C-1	大字在士	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 22.16ha 畑 0.86ha 農業用施設用地 0.21ha
C-2	大字尼子	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 113.82ha 畑 5.83ha 農業用施設用地 1.91ha
C-3	大字呉竹	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 3.17ha 畑 0.24ha 農業用施設用地 0.11ha
C-4	大字小川原	附図1号において青・黄・茶 色で着色した区域	田 60.51ha 畑 4.03ha 農業用施設用地 0.80ha
再 掲	A		田 140.19ha 畑 1.68ha 農業用施設用地 1.33ha
	B		田 230.72ha 畑 10.28ha 農業用施設用地 1.91ha
	C		田 199.66ha 畑 10.96ha 農業用施設用地 3.03ha
合 計			田 570.58ha 畑 22.92ha 農業用施設用地 6.27ha